



特集

ぎかい レポート

新型コロナ 対策・支援を加速せよ



給食費が今年度 無償に 今宿小学校1年生 給食の様子

新型コロナ交付金

国の新型コロナウイルス感染症緊急対策として、1兆円規模の地方創生臨時交付金が創設されました。
鳩山町に上限7739万円が内示されたことを受け、町民の安全・安心、町内事業者への支援に充てるため、事業実施計画を町が作成し、令和2年第2回定例会において、補正予算を上程しました。議会からの要望も取り入れており、全会一致で可決されました。事業の内容を紹介いたします。

給食費無償

今年度に限り、小・中学校の学校給食費を免除し、保護者の経済的負担の軽減を図るものです。
毎月の給食費は、小学生で月3910円、中学生で4730円です。
給食を実施する予定の6月から来年3月までの給食費を無償とします。

事業費2680万円

ひとり親家庭等応援

就業環境の変化の影響を受けやすい、ひとり親家庭等を応援するため、子ども一人につき5万円を給付します。



事業費850万円

事業者応援

売り上げが前年同月比で20%以上減少した事業者に対し、法人については10万円、個人事業主については5万円を給付します。国からの持続化給付金を受けた事業者（前年同月比50%以上減少した事業者）も対象となります。

事業費3350万円

災害時の備蓄品

災害時に開設する避難所の衛生環境を保つため、消毒薬やマスクなどを購入し、避難所の3密を避けるため、簡易テント及びパーティションを備蓄し、近年頻発している自然災害時における避難所運営に備えます。

事業費820万円

公共施設等感染予防

小・中学校にマスクや消毒液などの衛生用品を購入し、体育館等には大型の扇風機、ミストシャワーを設置します。

また、高齢者向けの対策として、ふくしプラザやのびのびプラザ、はーとんカフェに、空気清浄機を設置し、その他赤外線体温計など感染症対策のための備品を購入し、町民及び職員の感染防止策を徹底することで、町民の皆さまが安心して参加できる環境を整備します。

事業費320万円

請願を採択・意見書を可決

自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめと地域農業を守るための法律の制定に関する意見書の提出を求める請願

石坂在住の方から請願が提出され、6月8日に総務産業委員会にて審査したところ、「採択すべきもの」となりました。

本会議にて、委員会報告がなされ、審議の上、採択されました。

総務産業委員会が、請願と同趣旨の意見書を提案（発委）し、この意見書も可決され、衆参両議院議長や農水省などに6月10日に提出されました。

「自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめと地域農業を守るための法律の制定を求める意見書」（抜粋）

自家増殖を原則禁止とする種苗法改定は著しく農家の権利を阻害するものであり、農家の今後の維持・発展を困難にする要因ともなる。

従来の農家の権利を守り、地域に合った方法で「家族農業」を守り、発展させる必要がある。そのために、種苗法改定はやめ、農家の権利を損なうことなく、かつ小規模農家を擁護するための法整備を行うべきと考える。

種苗法が改定されれば、これまで認められていた登録品種の自家増殖には、種苗育成者（企業も）から許諾を受けるか、種子を毎年購入しなければならなくなる。許諾料も種子価格も企業等の裁量で決まるため、栽培コストが高くなる懸念がある。

品種登録は海外企業にも認められており、遺伝子組み換えやゲノム編集、大量農薬使用を前提とする種苗になってしまう可能性もある。その結果、農家と消費者に大きく影響を与えることになる。

また、種子の多様化や地域に適した作物栽培を阻害し、日本の地域農業はますます衰退する恐れがある。

地域農業や農家、消費者の権利を守るために自家増殖を原則禁止する種苗法改定を取りやめ、地球規模の気候変動により食料不足が懸念される中、食料自給率を上げるためにも地域農業を守り育てる法律の制定を求める。

令和2年6月10日 鳩山町議会

請願に対する反対討論

種苗法改正の主な論点は登録品種の自家増殖の規制であるが、当町農業従事者は規制外の一般品種の栽培が中心である。さらに農業委員会をはじめ当町の農業関係者の声を聞かず、国への意見書の提出は議会への信頼を損ないかねない。

（石井徹）

この法案は種子・苗の知的財産権を守ろうとするものである。

育成者が自家増殖の許諾を得ることで、海外流出防止への対応が可能になる。

育成者の品種改良のための苦勞が報われることは、非常に大切なことである。

（中山）

新型コロナ 議会対策本部を設置

町が対策本部を設置したことを受け、4月28日に鳩山町議会新型コロナウイルス対策本部を設置しました。

4月に施行されたばかりの議会災害対策指針に準じた組織・体制で、議長を本部長として、議員間の情報共有を図ると共に、議員としての行動や対応を定めました。

5月8日に本部長（議長）が副議長、各常任委員会の委員長および議会運営委員会の委員長、議会事務局を招集し、本部長会議を開催しました。

6月議会の対応等について協議し、議会運営委員会へ諮りました。

議会の感染症対策

● 一般質問の実施

行政の負担を考慮して、中止すべきという意見もありましたが、個々の判断に任せる事としました。（今回は12人中6人の議員が、質問を自粛しました。）

なお、質問時間は1時間程度にまとめる事とし、密を避けるために答弁者を指定して、答弁予定のない課長等については、退席を許可しました。

● 傍聴について

他の自治体議会では、傍聴禁止や一般質問を中止する所もありましたが、会議公開の原則に則り、感染症防止策を行った上で、傍聴を許可する事としました。

● 本会議の対策

登壇して発言を行う際はマスクを着用し、議席については、隣り合う事の無いよう、席の間隔をあけて配置しました。

毎朝検温して、アルコールによる手指の消毒等を実施しました。また、一時のご休養を促して、換気を行いました。



対策本部長会議で方針を協議

